

国民健康保険

市の国民健康保険（国保）に加入している皆さんに、平成30年度の国民健康保険税納税通知書と国民健康保険被保険者証を発送します。【広報ID】1003549

発送日は

納税通知書… 7/10(火)
保険証 … 7/24(火)

1 納税通知書・保険証を送ります

30年度の納税通知書は、国保税の納税義務者となる世帯主あてに7月10日(火)に発送します。

■国保税の納付方法と納期限

- ①窓口納付 表の期限までに、市役所や取扱金融機関、コンビニエンスストアに納付書を持参して納付
- ②口座振替 申し込みにより、取扱金融機関の指定口座から自動引き落とし
- ③特別徴収 対象年金から天引き

表 30年度の納期限

納期	期限	納期	期限
第1期	7月31日(火)	第5期	11月30日(金)
第2期	8月31日(金)	第6期	12月25日(火)
第3期	10月1日(月)	第7期	来年1月31日(木)
第4期	10月31日(火)	第8期	来年2月28日(木)

■納付困難な場合は早めに相談を

国保税を滞納すると、延滞金が増加されるほか、財産調査や差し押さえ、搜索などの滞納処分が執行されます。やむを得ない事情により納期限までに納付することが難しい場合は、国保税の減免や納付計画について相談してください。

減免の相談は、納期限の前に！

■雇用保険受給者の軽減

雇用保険の特定受給資格者*と特定理由離職者*は、申請により国保税が軽減される場合があります。

*雇用保険受給資格者証の裏面にある離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人

■保険証の記載事項を確認

保険証が届いたら加入者の氏名・生年月日・世帯主氏名・住所などが正しく記載されているか確認しましょう。なお、社会保険など、他の健康保険に加入しているのに保険証が届いた場合は、国保から抜ける届け出をしてください。

岩手県 国民健康保険 被保険者証 有効期限 平成31年 7月31日 記号番号 2010-00030

氏名 盛岡 花子 性別 女 生年月日 昭和32年 2月 2日 適用開始年月日 平成30年 6月 4日 資格喪失年月日 平成30年 10月 4日

世帯主氏名 盛岡 太郎 住所 岩手県盛岡市内丸1番1号 保険者番号 030015 交付者名 盛岡市

加入者氏名と生年月日が正しいか確認

世帯主氏名*と住所が正しいか確認

※住民票上の世帯主氏名。国保上の世帯主変更をしている場合は、変更後の世帯主氏名

今回送る保険証は緑色です

■高齢受給者証や特定疾病療養受療証も同封

70歳から74歳までの国保加入の人には「高齢受給者証」を、また特定疾病療養受療証を持っている人全員に、新たな「特定疾病療養受療証」を保険証と一緒に送ります。これまで使用していた受給者証・受療証は7月末で使えなくなります。

自己負担割合は、年齢・所得により異なります

岩手県国民健康保険高齢受給者証

姓 名 氏 名 性別 年齢 生年月日 住所 電話番号

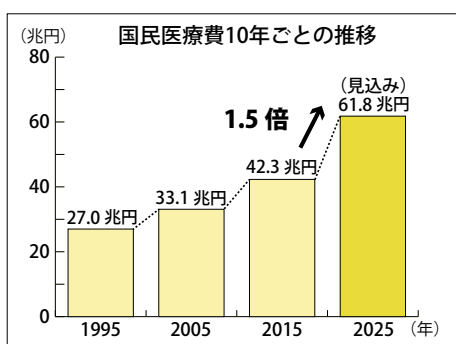
高齢受給者証（水色）

保険証などの名称に「岩手県」と表示されるようになります

国民健康保険制度は 県と市が共同で運営します



2005年からの10年で、70歳以上の高齢者数は1.3倍に、国民医療費は1.3倍になりました。団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円と、さらに1.5倍に増える見込みです。



国民健康保険の制度を将来にわたって守り続けるため、これまでの市町村に加え、4月からは県も県全体の国保財政を運営

し、市町村ごとの保険料率を算定するなど制度運営を担うことになりました。

ポイント①

県が国保の財政運営の責任を担い、県単位で安定的に運営します。

ポイント②

国保の届け出などの窓口は、これまでと同様に住んでいる市町村です。国民健康保険税の納税場所も変わりません。

問い合わせや届け出、相談は

健康保険課

(市役所別館1階)

■保険証・保険給付
給付係 ☎613-8436
■納税通知書・課税内容
賦課係 ☎613-8437

■国保税の納付・相談
徴収係 ☎613-8438
■人間ドック・特定健診
業務係 ☎626-7527

2 30年度の主な改正点

- ①最高年税額を93万円に引き上げます
- ②低所得世帯に適用される税額の軽減措置の適用範囲を拡大します（申請は不要です）
- ③70～74歳の人の医療費の自己負担限度額を引き上げ*ます

*自己負担区分が「一般」で、外来のみ受診の場合、自己負担限度額は1万8000円に変更
*自己負担区分が「一定以上所得者」の人は、所得に応じ3段階の自己負担限度額が適用

3 医療費の払い戻し・免除になるとき

■申請による払い戻しと免除

国保に加入している人は、年齢や所得に応じて、1カ月の医療費負担額に限度額（自己負担限度額）が決められています。この額を超えて医療費の負担がある場合は、月ごとの申請により払い戻しを受けることができます。

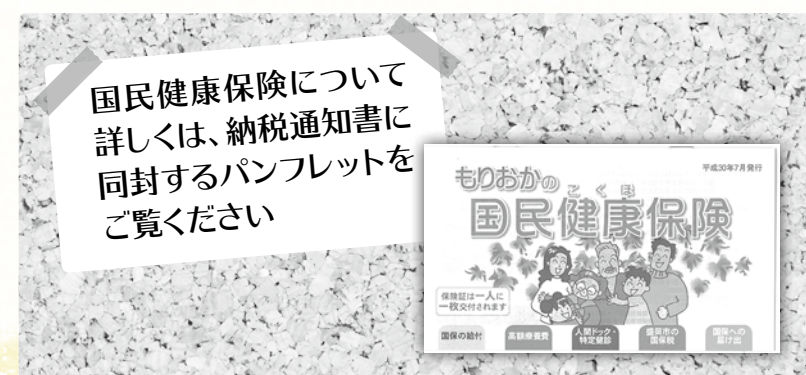
■自己負担割合の減免など

①東日本大震災で被災②災害や事業の休・廃止により収入が激減③収入が生活保護基準より少ない——のいずれかに該当する人は、申請により医療機関の窓口で支払う自己負担割合の免除や減免、助成などを受けられることがあります。

■医療費が高額になりそうなとき

医療費が高額になる見込みが高い人は、あらかじめ「限度額適用認定証」（住民税が非課税の世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の申請をお勧めします。これらを受診時に医療機関へ提示すると、医療費の支払いが月額自己負担限度額までに抑えられます。住民税非課税世帯の場合、入院時の食事代も減額されます。認定証は申請月の1日から7月31日(火)まで有効です。8月以降も認定証が必要なときは、8月以降に手続きをしてください。

70～74歳の人は所得により、「限度額適用認定証」の申請が必要でない場合があります



3つほ NEWS 02

伸ばそう健康寿命 守ろう大切な命

「データヘルス計画」を策定しました

市は、特定健康診査の受診結果とレセプトなどのデータを分析した結果、判明した課題を解決するため、「盛岡市データヘルス計画」を策定。国保に加入している人の健康寿命を伸ばすため、次の取り組みを進めます。【広報ID】1022796

分析に基づく課題

- 男女とも、脳血管系疾患による死亡率が高い
- 健診を受診していない人が、重症化している
- 国平均と比べて、男女ともに健康寿命が短い
- 男女とも、若年層で脳卒中・心臓病にかかったことがある人が多い
- 一人当たりの医療費が、国・県・同規模都市より高い

これらの課題を解決するために・・・

特に健診を受けない人が多い地区で、受診率が低い40～50代を優先的に、受診率の向上を図ります

健康寿命を伸ばすため、生活習慣の改善などを目的とした教室などを開催します

受診者の病状や生活に合わせ、服薬のし過ぎや不必要な受診とならないよう支援します

健康寿命とは、日常的に介護を必要としない自立した生活ができる生存期間のことです

